

令和3年7月29日

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 御中

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目12番17号

Martial Arts タワー

電話：03-3505-5333/FAX：03-3505-5334

弁護士法人 Martial Arts

株式会社 ALL&ソリューションズ 代理人

弁護士 高田 優 児

ご連絡

前略

当職は、株式会社 ALL&ソリューションズから依頼を受け、貴団体から頂いた申入書（令和3年6月25日付け）に対して、以下ご回答させていただきます。

1、 契約事項説明書第7条、重要事項説明書第7条

(1) ご指摘頂いた⑤については、全部削除致します。

(2) ご指摘頂いた①は削除し、②は以下に変更致します。

「着手後である場合、実稼働部分、成功の有無によって成功報酬費をお支払い頂きます。なお、通常、ご契約日及び翌日には以下の業務を行いますので、解約時までには下記の業務を行っている場合には、以下の各金額を実稼働に要した費用として頂きます。

・ 夜間時間帯の下見 (28,000 円)

下見場所 : 依頼宅・勤務先

調査料金 : 7,000 円/時間 (一人あたり)

最低必要時間 : 2 時間

調査人数 : 2 名

- ・朝時間帯の下見 (28,000 円)  
下見場所 : 対象宅・実家・別居先・2 対宅  
調査料金 : 7,000 円/時間 (一人あたり)  
最低必要時間 : 1 時間  
調査人数 : 4 名

- ・契約翌日のブリーフィング (28,000 円)  
最低必要時間 : 1 時間  
調査料金 : 7,000 円/時間 (一人あたり)  
参加人数 : 4 名 (面談員・調査管理者・調査員 2 名)

なお、最低必要時間は、いずれの案件でも必要となる最低限の時間となります。

## 2、 重要事項説明書 第10条

ご指摘頂いた「店舗・営業所での契約,」を削除致します。

## 3、 契約事項説明書 第9条

通知人の契約事項説明書第9条は、「専属的」の文言はなく、専属的合意管轄裁判所を定めるものではないため、ご指摘の点は当たらないものと考えられます。通知人も第一審の専属的合意管轄裁判所を定めたものとは認識しておりません。

以上、よろしくお願ひ致します。

草々